

2 日 獣 発 第 181 号  
令和 2 年 11 月 16 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫  
(公印及び契印の押印は省略)

### 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について

このことについて、令和 2 年 10 月 22 日付け 2 消安第 2974 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、標記の省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）の一部改正が令和 2 年 10 月 22 日に公布・施行されたことに伴い、下記の内容について周知するものです。  
つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

#### 記

- 1 サリノマイシンナトリウムについて、省令別表第 2 の 8 のサリノマイシンナトリウム（その 2）における、製造用原体（その 2）を用いる製剤の成分の規格について、製剤 1mg 中の力価の上限を 200  $\mu$ g 力価とし、規格・基準を設定したこと。
- 2 サリノマイシンナトリウムを含む飼料及び飼料添加物を製造する飼料製造業者は、サリノマイシン含量の規格を確認し、省令別表第 1 の 1 の (1) の表に定める添加量を逸脱した飼料を製造しないこと。加えて、飼料添加物の製造業者は、表示の遵守及び販売先への注意喚起をすること。

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当 蓑島

TEL 03-3475-1601